

奈市教社第177号

平成15年10月28日

奈良市監査委員 吉田 肇 様
同 中嶋 肇 様
同 土田 敏朗 様
同 金野 秀一 様

奈良市教育委員会

委員長 鍛冶 佳 広

包括外部監査の結果に対する措置状況について（通知）

平成15年3月26日付けで奈良市包括外部監査人西育良氏より提出があった「平成14年度包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果に対する措置状況を別紙のとおり通知します。

1. 文化の振興に関する施設の管理・運営について

(1) ならまちセンター（社会教育部社会教育課）

【監査結果の要旨】

備品台帳が更新されておらず、現物の確認も行われていないことから、現物棚卸を行って備品台帳を更新、整備するとともに、定期的な現物確認を行う必要がある。

舞台に関する機材物品の管理保管業務を民間業者に委託しているが、委託開始時に両者立会による現物確認、備品台帳との照合が行われておらず、破損・紛失等があった場合の責任が不明確になっているため、管理責任の帰属を明確にするとともに、契約終了時に再度現物確認を行う必要がある。

委託契約について、平成13年度は全て随意契約であったが、可能な範囲で入札を実施することにより競争原理を働かせ、コスト削減が可能であると考えられる。

設備等の保守点検、設備運転管理、清掃業務等について、一括して委託しているが、内容をより細かく区分し、特に清掃業務は分離して指名競争入札による業者決定を行うべきである。

【措置の内容】

ならまち振興財団に毎年度末に備品の棚卸を行わせることとし、社会教育課から職員を立会人として派遣することとしました。また、保管場所や破損状況等を確認し、パソコンに入力して備品管理を行うこととしました。

委託開始時と終了時に、財団と業者の両者立会による現物確認を行わせることとしました。

平成14年度から建物総合管理業務及び舞台管理業務について入札を実施しました。また、その他の業務についても、業者と値下げ交渉を行っております。

清掃業務については、建物総合管理業務から分離し、指名競争入札の実施を検討しております。

(2) 埋蔵文化財調査センター(社会教育部文化財課)

【監査結果の要旨】

光波距離計一式(12点)の一部につき備品ラベルが剥れている。

高所作業台は分解して保管するものであるため、備品ラベルが支給されていないが、市有備品であることを明らかにする適切な管理が必要。

複写機1組は、20年前の購入備品で、使用の可能性のない場合は返納処理する必要がある。

光波距離計は、発掘調査現場で使用されるものであるため、持出備品の管理をする必要がある。

清掃委託業務は、平成11年度に指名競争入札し、平成15年度まで落札業者と随意契約することになっているが、原則的には毎年度入札を実施し、競争原理を働かせることによってコスト削減が可能であると考えられる。

【措置の内容】

剥れていた2点について、備品ラベルを貼付しました。

高所作業台の備品購入符票に記載されている部品毎に備品ラベルを作成し、貼付しました。

修理不能であるので、廃棄処分の手続きを行いました。

発掘調査現場へ持ち出す光波距離計について、持出管理帳を作成し、持ち出す備品の管理を行うようにしました。

平成16年度から指名競争入札を実施することとしました。